

平成28年度第2回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成28年8月2日（火）午前10時開会  
場 所：S T V 北2条ビル 地下会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第九次札幌市環境影響評価審議会委員

碓山 恵子	北海道科学大学未来デザイン学部	教授
上田 裕文	北海道大学観光学高等研究センター	准教授
小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院	准教授
近藤 哲也	北海道大学大学院農学研究院	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
鈴木 光	北海学園大学法学部	教授
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
黄 仁姫	北海道大学大学院工学研究院	助教
松井 利仁	北海道大学大学院工学研究院	教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授

計 11名

### (2) 専門委員

渡邊 直子	北海道大学大学院工学研究院	准教授
-------	---------------	-----

### (3) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課長	向井 猛
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	北口 順一
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

## 2 傍聴者

なし

## 3 報道機関

北海道通信社

## 1. 開 会

○事務局（向井環境管理担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。環境管理担当課長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員14名及び専門委員2名の計16名のうち、12名のご出席をいただいております。以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、鈴木委員は、所用により、途中退席をするご予定となっておりますので、あらかじめご了承を願います。

なお、本審議会は公開で開催することになっておりますので、一般傍聴席を設けております。また、議事の内容についても、議事録を作成し、後日、札幌市公式ホームページ上で公開することとしております。あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

最初に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次々と、その裏面の座席表、委員名簿があります。委員名簿については、五十音順になっております。審議会関係として、資料1-1、環境影響評価法の状況、資料1-2、廃棄物最終処分場に係る主務省令、資料1-3、放射性物質に係る技術指針の案、次は駒岡関係ですが、資料2-1、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書説明資料、資料2-2、住民説明会における意見、質問等、資料2-3、前回の議事内容及び審議会後のご意見について、資料2-4、意見募集の結果及び見解書の縦覧についてです。また、参考資料1として、他自治体の技術指針ということで、北海道、広島市の技術指針をおつけしております。参考資料2として、環境影響評価技術ガイドということで、放射性物質のかかわるところでございます。

資料は以上ですが、不足資料、落丁などはございませんでしょうか。

それでは、早矢仕会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○早矢仕会長 おはようございます。会長の早矢仕です。

それでは、平成28年度第2回札幌市環境影響評価審議会の審議を開始いたします。

最初の議題は、放射性物質に係る技術指針の改正についてです。

事務局から、資料の説明をお願いします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口でございます。

私から、放射性物質に係る技術指針の改正について説明させていただきます。

ただ、何分、分量が多いものですから、資料ごとに区切って、その都度、ご質問、ご指

摘いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1をごらんください。

こちらは、環境影響評価法の状況ということで書いてございますが、まず、一番下の図の環境影響評価法の体系をごらんいただければと思います。

環境影響評価法では、環境影響評価法の下に、基本的事項、主務省令という3段の構成になっております。こちらで主務省令となっておりますけれども、環境影響評価法では、我々事務局に当たるような書類を受けつけて審査したり意見を述べるという部分が環境省に一本化されておらず、それぞれの事業を所管する省庁がそれぞれアセスを行うことになっています。その関係で、主務省令、我々でいう技術指針に該当する部分ですけれども、アセスの具体的なやり方を決めるものも各省庁が別々に出しています。その関係で、ここにあるように、36主務省令と港湾計画も含めて合わせて37の省令がばらばらに出ている状況でございます。

この関係から、アセスの具体的なやり方を決めている省令を主務省令と総称して説明させていただきます。

法律との間にはさまっている基本的事項というのは、各省庁がアセスのやり方をばらばらに決めても困りますので、制度の根幹となる基本的な事項、全ての事業について共通でやってほしいような事項を環境省で定めて公示しております。各省庁は、その基本的事項を見ながら主務省令を定めていくという段取りになっています。

上のほうに細かい内容を書いてありますけれども、今回、放射性物質に関するものについては、環境影響評価法が平成25年6月に改正されまして、その後、検討を経て、基本的事項が1年後の平成26年6月に改正されております。

その内容を見て、また各省庁が検討を重ねて、平成27年6月1日に全ての主務省令の改正が終わりまして、放射性物質に関するものは完全に執行されている状況でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、資料1の別紙をごらんください。

こちらの1番で、国のほうで、どのような考え方で放射性物質のアセスを行うかということが示されております。これは、基本的事項をつくるときに、国のほうで、学識経験者の方などで構成する委員会をつくるのですが、そちらの報告書の中身の概要となっております。

一番下の丸をごらんください。環境影響評価の対象事業で放射性物質を取り扱う必要がある事業及び留意事項となっております。これは、どのような事業で放射性物質についてアセスを行うべきかについて述べられています。

まず、①として、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度、拡散流出するおそれのある事業です。これは、工事の関係になります。工事を行って、地面をいじると、そういうところに沈着している放射性物質が周辺に飛散、流出する可能性があるため、そこについてはアセスを行うべきであろうということでございます。

この場合の相当程度拡散、流出するおそれというのはどういうことかということも書い

ておりますが、避難指示区域等で事業を行う場合が一つの目安になるであろうとされております。

次に、②として、供用中に放射性物質を取り扱い得る事業をもあるのではないかということで、検討がなされております。この中では、原子力発電所と廃棄物最終処分場が挙げられております。ただ、二つ目にありますように、原子力発電所については、原子炉等規制法という他法令で事故時も含めて審査されています。廃棄物最終処分場についても、廃棄物処理法等に基づいて管理することが考えられていて、現に、その関係の通知がなされていたり、廃棄物処理法の範疇で手に負えない場合は、別途、特別措置法によって国で対応することになっておりまして、基本的に、ここについては、検討はされたけれども、結論としては、後々の主務省令等には反映されなかったということです。

次に、1枚めくっていただきます。

次に、3の主務省令の改正についてですけれども、先ほど、三十幾つの主務省令があるとお話ししましたが、この中身については、全て、ほぼ共通な考え方でできております。考え方については、下の(2)主務省令の改正概要の上から4番目の丸のところになります。

環境要因というところだけ読みますけれども、先ほど言った工事の関係で、粉じんの飛散、表土の降雨による流出、建設工事に伴う副産物ということで、これは廃棄物と残土のことを指しますが、副産物の発生などを念頭に置いてアセスを行うべきであろうという考え方になってございます。この考え方に沿って、各主務省令が具体的な内容を定めているところでございます。

最後に、下のところに主務省令は資料2で紹介となっておりますが、こちら1-2の間違いでございます。訂正して、おわびさせていただきます。

とりあえず、資料1-1の説明は以上ですが、この段階でご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(北口環境影響評価担当係長) なければ、続けさせていただきます。

次は、資料1-2をごらんください。

こちらは、廃棄物最終処分場が法律のアセスの対象になっていまして、そのアセスの具体的な手法などを定めたものでございます。

一番表の紙について、既に述べている内容が多分に含まれていますので、割愛させていただきます。

資料1-2の別表1をごらんください。

格子状になって、丸印が幾つかちりばめられていますけれども、まず、一番上のところに、環境に影響を与えるような行為を列記されています。

例えば、工事で、機械が動く、護岸をつくるなどという部分です。

次に、右側のほうでは、そういう行為によって影響を受ける可能性のある環境要素、大気、騒音、水質などです。

この表の見方ですけれども、今、丸印がついていますが、この丸印のついている組み合わせについて、影響を予測、評価してくださいというものです。

例えば、一例としまして、今、一番右上のところに丸がついていますが、これは、上のほうで建設機械が稼働すると、排ガスが出て、排ガスなので、窒素酸化物などの大気汚染が起こるので、その影響についてはアセスでしっかり見てくださいというものとご理解いただければと思います。

今回、放射性物質に関連して追加されている部分は、横に傍線が入っていますが、一番下の列になります。

一番下のところに、一般環境中の放射性物質について、予測、評価されるべき環境要素として、放射線の量と書いてあって、工事の実施の五つの部分については、全て丸と星がついています。

また、ちょっと飛び飛びになりますけれども、土地の存在及び供用については、埋め立て及び廃棄物及び覆土の建設に係る車両の運行というところに丸と星がついています。

この星の意味については、備考欄に書いてございますが、先ほど述べた放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれがある場合に適用するということです。具体的には、避難指示区域等で事業を行う場合にこのアセスをしてください、それ以外のところではする必要がありませんという意味合です。

今回、廃棄物最終処分場の部分について、五つのところ、工事の実施のところについては、既に述べたとおり、工事で土をいじる関係から、放射性物質について、アセスをするということですが。

次に、存在及び供用の部分について、星が三つついていますが、環境省に確認しましたところ、埋立地では、ごみを埋めたら毎日覆土をして、あるいは、だんだん下がってきて、その埋め立てた場所がでこぼこになりますので、それを埋めるために、さらに土をかけて、なるべく平らになるようにします。いわゆる覆土と言うのですが、そういう土を周辺から持ってくると、その土自体が放射性物質で汚染されている可能性がある。常何に地ならしや、当然、工事を日々同じくやっている状況ですから、そういう放射性物質の入った土を使って地ならしとかをすれば、そこでどンドン土とか土ぼこりが舞って、それに放射性物質が含まれていて、周辺に拡散するおそれがあるということですが。そういう関係から、ここに丸印をつけているという回答がございました。

実際に、中に入っている廃棄物等はどうなのかと聞いたのですが、そこについては、廃棄物処理法で適正にできる水準などを決めていますので、そこは考えておりませんという回答です。

ちなみに、ほかの事業については、施設ができ上がってから土工事を行うようなことがありませんので、施設の存在、供用については星がなく、工事の実施のところだけ全部に丸と星がついているという状況でございます。

次に、資料1-2の別表2をごらんください。

丸印たくさんついていますが、こちらの放射性物質について、いろいろ丸がついていますが、参考項目と書いてある一番上のところをごらんください。今、さまざまな丸のついている部分を書いてありますけれども、一番上で三つにまとめられています。

放射線の量の括弧書きの中だけ見ますけれども、順番に、粉じんの発生に伴うもの、次に、水の濁りの発生に伴うもの、最後に、建設工事に伴う副産物にかかわるものです。国は、工事に伴って、三つについて放射性物質の飛散、拡散が起こる可能性があるので、その点について注意してアセスをしてほしいということです。具体的なやり方については、今後、主務省令、技術指針の説明のところにもありますので割愛させていただきますが、国のほうでは、このような考え方で法アセスを行うということです。

ここまで、国のアセスの考え方を説明させていただきましたが、何かご質問等はございますか。

○松井副会長 国の技術検討委員会報告書の中身で述べられていることで、原発について、事故時を除くということと、廃棄物処分場についても対象事業にならないというものが2項目あったと思いますが、これはどういう根拠に基づくのですか。というのは、環境影響評価法というのは、ほかの法律で規制が行われていようがいまいが関係なく影響評価できるはずではないですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 原子力発電所のほうは私どもではっきりわからないところですが、少なくとも、廃棄物最終処分場のほうでは、入れられる廃棄物の放射能濃度に制限がかかっていて、ある一定以上のものは入れないということになっています。そうすると、通常の処理状況で安全を確保されているものしか入れないので、そこについてアセスをする必要がない、最初から求める必要はないという考え方に立っていると聞いています。

○松井副会長 それが環境影響評価法の考え方とぶつかるのではないかと考えるのです。もしそういうことが認められるのでしたら、ほとんどの建築物にしても、工場にしても何にしても、全部、規制法なり何なりがありますね。そうすると、環境影響評価法は不要ということになると思うのですけれども、そこに関して齟齬がないということ、報告書、あるいは国はどのように解釈しているのでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）そこは国の解釈ですが、ここからは類推になりますけれども、例えば、別表1についても、全てに丸がついているわけではなく、丸がついていない組み合わせもございます。つまり、影響がある、ないという部分について、少なくとも一番最初の段階では、ある意味、一律に求めるかどうかという点については、一定のレベルが低いということがわかっていけばしないという形になるという考え方があると聞いております。

もちろん、その後、個別の状況に応じて、ここに丸がなくても追加するべきである、あるいは行うべきであるという意見が出ることはあり得ると考えます。

○松井副会長 それは、資料1-1の別紙の②が一番問題になるのですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　そうです。

○松井副会長　これとこれは除外するという根拠がどこにあるのかが前々から不思議でしょうがないのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　私どもも、今申し述べたことが国の話になっていて、それ以上のことは私どもで回答しかねるところです。

○松井副会長　また、これはあくまでも技術検討委員会の報告書で、主務省令の補足文書として出ている話ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　そうです。

○松井副会長　主務省令と札幌市の技術指針との関係の兼ね合いはどうなるのでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　これから札幌市の説明に入ろうかと思っていたところですが、この内容については、まず国があって、北海道も条例を改正して放射性物質に関する事項についてアセスを行うことにしていきまして、技術指針の改正も行われております。道に確認したのですが、国と同じ考えで行う予定ということでございます。

その関係から、私どもとしては、アセスは、国と市である程度連携をとってやらなければならないところがございますので、基本的には、同じ考え方でやっつけていこうと考えているところです。その関係から、先に、国の主務省令、法律の考え方はこのような状況ですということを申し述べた次第です。

○松井副会長　ということは、市の技術指針は、別に国に縛られる必要はないということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　内容と状況によりますけれども、ある程度は連携が必要だと思っております。

ただ、例えば、国あるいは道にない独自の事業を対象にしているということもございしますので、それは中の状況等に応じて変わってくると思います。ただ、多くの場合、我々としても、国あるいはほかの自治体などを参考にしながら、ある程度は連携をとりながら、あるいは、ほかの事業者が個別にやって全く違うということで混乱を来さないようにする観点から、ある程度、類似したところになっていくとは考えております。

○松井副会長　その根拠は、隣の県あるいは自治体と違ってると混乱を招くからであって、環境影響評価法の趣旨とは関係ないということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　そうですね。趣旨といいますか、大体、ほかのところを考えながらやっていきます。我々としてある程度求めるときに、その地域の事情を考慮しますけれども、基本的にはほかの自治体と大きく変わらないものになると思っています。環境に対する影響の程度など、地域の事情はありますけれども、その程度の違いとか、逆に、地域の事情に応じて、当然、モディファイする必要はありますけれども、基本的な部分は大きく変わるものではないというふうに考えております。

あとは、その辺をどこまで求めるかということは、当然、事業者の費用負担など、バランスにもよりますけれども、先ほどの丸がつく、つかないのように、我々がどのレベルま



で求めるのかという考え方になっていくと思います。そのときに、基本的には国、道、他自治体とある程度連携し、バランスのとれた結果として、自然とその方向に収れんしていくようなものだと考えております。

○松井副会長 もう少し具体的に申し上げますと、基本的事項には、例えば事故時は除くと書いていませんね。主務省令のほうに事故時は除くという表現があるという解釈で間違いないですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらは、基本的事項の環境影響評価ガイドとか技術指針の報告書の中に述べられています。このことについては、そもそも法律の最初の文言のところで、通常の事業に伴う影響ということで、そもそも事故時は入らないという解釈がなされていて、そちらが述べられているところです。

○松井副会長 それから、これは、あくまで委員会の報告書に書かれている概要ですね。この別紙です。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 報告書の概要についての説明です。

○松井副会長 ということは、基本的事項のところにも書かれていないという解釈でよろしいですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 基本的事項の中には文言はないです。

○松井副会長 ないですね。主務省令の中にはどのように書かれておるのでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 主務省令の中にも、事故時を除く、事故時を含むという文字はございませんが、先ほど説明させていただきましたとおり、法律本文のところからそのような結論が導き出されるということで説明されていまして、我々としても同じと考えます。

○松井副会長 法律本文のところから導き出される論理が私は全然理解できないのです。もしもそんなことが成り立つのだったら、環境影響評価なんか、ほとんどの場合に不要です。ほとんどが法律で縛られているわけですから。それなのに、原発だけ、事故時は除くと。事故時を除くというのは別に構わないかもしれませんが、別の法律で規制されているから除くという論理になっているのです。ほかの工場にしても何にしても、大概、別の法律で規制されています。そうしたら、論理的に言うと、それは除く根拠にならないと思うのです。なのに、原子力発電所の場合だけ、そういう論理で外しているというのが、いろいろ読んでも理解できないのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 先ほどの別表1の概要のところですか。事故時の影響、対象外と書いてある場所はここですが、いわゆる原子力発電所だけ、事故時の環境影響は対象外にするという意味ではなくて、どの事業であっても、環境影響評価法では、事故時のときはどうなのという話は見ませんという趣旨です。この点については、書く位置等に不備があったようです。そこは、おわびいたします。

次に、原子力発電所の他法令による審査の部分については、たしかあったと思います。今、技術ガイドなどで国の考え方が述べられているところがあったと記憶していますが、

今、ぱっと出てきませんので、そちらについては、改めてご回答させていただければと思います。

○松井副会長 環境影響評価法は、事故時のことを審査してはいけないのですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 技術指針上、事故時のことは入らないという解釈だというふうに……

○松井副会長 いやいや、解釈ではなしに、法律等を書いてあるのですか。環境影響評価法で、事故時が入らないという話を、今回、初めて見たような気がするのです。例えば、環境基本法に基づくさまざまな法律では事故時の規定まで載っていますね。大気汚染にしても、ほかにしてもです。それからすると、どうして原子力発電所だけ事故時は除くのか、極めて奇妙に思ったのです。わざわざ書いてあるということがです。国側は、どういう論理で事故時は除くということを導いているのか、環境影響評価法に関する文書を少し調べてみましたが、どこにも書いていません。しかし国は、環境影響評価法は事故時を除くと、それだけ書いてありますね。

○事務局（向井環境管理担当課長） 松井副会長のご指摘ですが、どこを読んでも書いてないというのは、私たちもご理解できます。また、先生方がご理解できないものを私たちも把握していない現状がございますので、持ち帰らせていただいて、次回に報告させていただきたいと思います。国にも問い合わせなければならないことになるかもしれませんので、今回は、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○早矢仕会長 お願いします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） どうも失礼いたしました。

それでは次に、資料1-3の説明に移らせていただきます。

今回の札幌市の技術指針の改正の案になります。1セットになっています。まず、全体の流れから説明します。

こちらは、本文と別表1から5までの構成になっております。

まず、本文につきましては、個々の環境要素の個別の話を言及しておりませんので、今回、改正事項がありません、この部分は添付してございません。

次に、別表1については、例えば今回ですと、細かな配慮書なり方法書なりでどのようなことを書いておくべきかということが書かれています。こちらも、今回は関係がありませんので、改正がございません。

続きまして、1-3の本文、別表2をごらんください。

こちらは、我々のほうでアセスとして見ていく環境要素を列記したものでございます。

上のほうから、大気質、騒音、振動となっていますけども、今回、赤枠で囲ってありますように、一番下に、一般環境中の放射性物質について、調査、予測及び評価されるべき環境要素というものを設けまして、そこに放射線の量を入れたいと考えております。

続きまして、別表3についてでございます。

こちらは、対象事業区域と、その周辺の概況調査の例として、こういうところを調査してくださいという例示がされております。

裏面になりますけれども、社会的状況の、環境関係法律等に係る項目という部分で、一番下に、同じく一般環境中の放射性物質の状況に関連して、法令等により指定された地域を加えさせていただき、原子力災害特別措置法に基づく避難指示区域、そのほか、今後、法律の改正によって、あるいは、新たな考え方で別に出てくる可能性もございますので、その他関係法令等に基づく、区域等の指定状況ということで、概括的に入れさせていただきたいと考えております。

こちらについて、ご質問、ご指摘等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(北口環境影響評価担当係長) なければ、次に、別表4の説明に移らせていただきます。

別表4につきましては、先ほどの資料1-2の別表1と見比べるとわかりやすいと思います。

別表4は、私ども札幌市でアセスを行うべき組み合わせについて、最低限のものを指定させていただいております。

今回変更になるところは赤字で書かれています。

考え方としましては、これまでも説明させていただきましたが、基本的に工事の部分について行うと考えておまして、一番下のところで一般環境中の放射性物質について、調査、予測及び評価されるべき環境要素として、基本的に工事の関係のところ丸と星をつけさせていただいております。

星につきましては、国の主務省令で、資料1-2の別表1と同じく、放射性物質が相当程度、拡散、流失するおそれがある場合に適用するという事です。また、一番下の備考欄の10番に放射線の量という言葉が出てきましたので、同じく、放射線の量とは空間線量率によって把握されるものをいうという言葉を入れています。これは、全てに共通して、全部同じ形に変更になっておまして、一つだけ例外があるところだけ説明します。10ページ目をごらんください。

こちらは、国のほうと同じですが、廃棄物の最終処分場に関する基本項目になっております。ここの部分だけは、工事のところに加えて、隣の廃棄物の埋め立てというところにも星をつけさせていただいております。

こちらは、国のほうと同じく、埋め立てのときの覆土が放射性物質に汚染されていて、造成工事を行いますので、そこに伴って粉じんの飛散等が発生することを念頭に星を入れたものでございます。

ほかについては、工事の部分だけでございます。

今のところ、このような項目で事業者に対してアセスを求めたいと考えております。

こちらについて、ご指摘、ご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(北口環境影響評価担当係長) では、別表4の説明を終わらせていただきます。

次に、別表5をごらんください。

こちらは、今、放射性物質に関係するアセスを行うに当たりまして、調査、予測及び評価をどのように行うかを具体的に書いてあるものでございます。

先に、色の凡例の説明とこれを決めるに当たっての考え方の説明をします。

まず、見ると、色が黒と青と緑色の3色になっていますが、一旦、裏面をごらんください。

裏面の右下に、凡例としてそれぞれ原典を書いております。黒いところは札幌市の技術指針をもとにした部分、青いところは国の主務省令をもとにした部分、緑色が他自治体の技術指針を参考にした部分でございます。

戻っていただきまして、今回、この調査手法等を決めるに当たりまして、こういう順番で決めさせていただきました。

まず、今回見るべき点は、粉じんの発生、水の濁りの発生、工事に伴う建設副産物の発生という3点になっております。

それらに関係する部分は、放射性物質という観点を別にして、既に技術指針の中に盛り込まれていますので、続きの後ろの参考資料がもとなるのですが、現行の技術指針のところから粉じんの発生に関するもの、水の濁りに関係するもの、建設副産物に関するものをまずピックアップして、ここに入れました。

ただ、この中で、国の主務省令、資料1-2の別表2になりますが、この中のほうが、より明確に書いてあったり、より範囲が広いという場合が幾つかございました。これは、先ほど言ったように、もともと引用部分が大気質などというふうに大まかな形で書いてありますけれども、今回、国の主務省令より粉じんというふうにピンポイントになっていることによるところが結構多いかと思えます。その関係から、より明確になる、あるいは、見るべき範囲がより広いという場合については、主務省令からコピーをしています。

最後に、緑色の部分は他自治体となっていますが、北海道と政令市と言われる市町村レベルで環境影響評価条例を持っているところで技術指針を持っていたりするのですが、広島市だけ、放射性物質について、こう調査をするのだということが書いてありました。

ただ、いずれも大まかだったり、国の部分と大きく変わらないということで、参考資料として後ろに載せておりますので、後で目を通していただきたいと思えます。調査、予測、評価に当たって、環境影響評価ガイドを参考にしてくださいと書いてありますので、その旨を盛り込んだものでございます。

このような3段の組み込みで札幌市の技術指針をご提案させていただきたいと思っております。

まず、調査手法のうちの、左側にある1番の調査内容の部分だけ説明させていただきます

す。

調査内容は、ほとんど札幌市の技術指針に書いてありますけれども、まず、アの粉じんの発生に伴うものの中味については主務省令を参考にしました。まず、放射線の量の状況、次のイが粉じん等の状況となっております。粉じんの発生と放射性物質に関係することですので、この二つが必要であると考えております。

水の濁りにつきましては、同じく、放射線の量の状況と、濁度または浮遊物質の状況というふうに入れております。こちらと同じく、水の濁りは濁度、あるいは浮遊物質で計測されるので、こちらにも必要と考えております。

次に、建設工事に伴う副産物については、我々の技術指針と同じ内容になっております。具体的には、撤去に伴う廃棄物、あるいは、伐採に伴う樹木の状況、建設発生土の状況が記載されております。

次に、自然的、社会的状況についてです。

粉じんについては、うちの技術指針と同じで、天気の状態が問題になります。いわゆる風の強さや日射の状況によって粉じんの発生状況は変わりますので、そこが入っております。

次に、水の濁りに関しては、水象等の状況ということで書かれています。気象の状況及び水象等の状況について、細かい内容については、申しわけないのですが、技術指針の大気質又は水質の内容を参照してくださいという形にしております。

また、水の濁りについては、国の主務省令で土質の状況も入っておりまして、水の濁りに影響があるということで、土質の状況については国の主務省令のものを引っ張ってきております。

次に、建設工事に伴う副産物については、我々の技術指針でも言及はあるのですが、国の主務省令のほうが、より細かく分かれて、より明確になっているので、そちらをそのまま使っております。土地の状況、地形と土地利用の状況、廃棄物については、種類ごとの処分の状況、発生土は、切り土、盛り土、土砂の保管の状況となっております。

これらについて、調査していただきたいと考えているところでございます。

とりあえず、今、この時点でご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局（北口環境影響評価担当係長） なければ、次に、右半分の調査の方法から5番の調査期間まで一括して説明させていただきます。

調査方法については、環境技術ガイドを参考にすることということで盛り込ませていただきました。基本的に、国や市の測定資料、関係法令及び文献等を収集、整理、解析することを基本として、必要に応じて現地調査を行うこと、これは、うちの技術指針ではどれも同じ形になっています。現地調査を行うときに、具体的な方法が書いてあるものだけをこちらにピックアップしています。現地調査の方法について、粉じんは具体的な方法が書かれていませんので、今回、そこについては盛り込まれておりません。

浮遊物質量の状況については、国の環境基準に定める方法とさせていただきます。

また、自然的・社会的状況につきましては、調査部分が長くなって、このスペースは限られていますので、申しわけないのですが、大気質、水質のそれぞれの調査方法を引用する形の表記とさせていただきます。

なお、廃棄物については、特に言及がないので、調査については書いていません。

次に、調査地域については、粉じんと水の濁りについてです。こちらは、我々札幌市の技術指針は全て共通した書き方になっていしまして、事業の実施によって影響を受ける可能性がある範囲とさせていただきます。

建設工事については、我々の技術指針では事業実施区域のみとなっておりますが、国のほうが廃棄物の処分状況や土砂の保管場所の状況もわかる区域としていますので、そちらの記載とさせていただきます。

調査地点につきましては、ある地点を代表する場合ということで、基本的に現行の技術指針と同じですので、こちらの説明は割愛させていただきます。

また、調査期間及び時期についても、今の技術指針の全ての項目とほぼ同じで、特性を考慮して適切かつ効果的に把握できる程度の期間あるいは時期でやっていただきたいということです。

この部分について、何かご指摘等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（北口環境影響評価担当係長） では、時間が押していますので、はしょりながら、次に裏面に移ります。

予測の手法について、基本的に技術指針と同じ部分は、全ての業種でほぼ同じ書き方になっていますので、割愛させていただきます。青字の主務省令を引用している部分だけ説明させていただきます。

予測の方法について、粉じんの発生では、うちの技術指針には特に具体的な方法を書いていなかったの、主務省令のほうから、類似事例を参考にする方法という形で引用させていただきます。水の濁度についても同じでございます。建設工事に伴う副産物については、基本的に、技術指針の書き方ですが、国の主務省令と処分の状況も予測するようにと書いてありますので、そこが青字になってございます。

予測地域につきましては、建設工場の副産物について、主務省令を引用しております。これは、うちの技術指針では事業実施区域のみとなっております、国のほうがより範囲が広いので、そちらを引用しています。事業実施区域に加えて、廃棄物の発生や処分の状況、土砂の保管状況を適切に把握するために必要な区域という形にさせていただきます。

予測地点と予測地域については、全ての項目で同じ記載方法になっているので、そのまま記載させていただきます。

こちらの部分について、特にご質問等はないでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 最後に、評価手法でございます。評価手法も、我々の技術指針と同じ形でございます。

まず第一には、現況と予測結果の対比を行って、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、または低減されており、必要に応じ、そのほかの方法により、環境保全についての配慮が適正に行なわれているかどうかを評価する手法、こちらが第一でございます

第二に、国または札幌市が実施する環境施策によって基準または目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等々の整合が図られているか否かについて評価する手法、こちらが二番目となっております。これは、私ども札幌市の技術指針では、全ての項目について同じ記載になっていきますので、そのまま転記させていただきます。

評価指標の技術指針の部分については以上ですが、全体を通して、何かご質問、ご指摘等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（北口環境影響評価担当係長） なければ、事務局からの一通りの説明は以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

かなり長い説明でしたが、特に後半部分の案のところに関してましては、現行の技術指針、国あるいは他の自治体等を参考にとりものもありまして、かなり盛りだくさんです。私も現行の技術指針を全て把握しているわけではないこともあり、ついていくのがやっとならぬ感じがしますが、全体をまとめて、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○渡邊専門委員 私が質問していいのかわかりませんが、別表4というのは、こういう工事を避難区域内でやる場合を想定して入れているということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そうです。避難区域内で行う場合に、放射性物質に丸がつくということを想定しております。

○渡邊専門委員 避難区域の中に廃棄物の焼却施設や下水処理場ができるような場合は、当然、廃棄物なり下水の中に放射性物質が入っていて、焼却灰とか汚泥などの処分や排ガスに配慮をしなければいけない状況になるのではないかと思います。そういうことはないのでしょうか。

また、事故時の場合は除くというのに当てはまるのかどうか、その線引きがわからないのですが、事故時を除くと言っているのは、原子力発電所で事故が起きた場合の環境影響評価はこの中では取り扱わないということだと思っておりますけれども、事故時もしくは事故の後の汚泥とか焼却灰は結構大きな問題になったと思うのです。そういう意味では、ヨウ素が上水に入っていたとか、排ガスとか排水もすごく大変な時期だったので、通り抜けていってしまったというところもあると思うのです。事故時に、焼却灰とか汚泥については近く自治体では問題になっていたのですが、そういうものも考慮しなくていいということ

になるのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） まず、ここで言う事故時とは、当該施設に事故があった場合になります。例えば、焼却炉に事故があった場合は、アセスでは考えませんということになります。ここに入っている星の場合はどういう状況かということ、例えば、原子力施設で事故が起こり、その影響によって札幌市の中で放射性物質に汚染される区域が出て、避難指示区域が設定されましたとなると、これが現況になって、ここで事業を行うときには放射性物質について見てくださいということです。ほかの事故とかほかの要因というよりも、その時点、これから事業を始めるぞというときの状況がスタートになります。

ですから、今ご指摘のあった下水処理場や排気物最終処分場の焼却炉のところで、放射性物質についてどうなのかという点については、貴重なご意見ですので、我々のほうでも検討したいと考えます。

○早矢仕会長 今のご検討というのは、技術指針の中という……。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そうですね、技術指針の中に入れるべきかどうかということです。今、この場で決められないので、検討させていただきたいと思います。

○早矢仕会長 ほかに何かありますか。

○黄委員 別表4の5のところ星印がついているものがありまして、放射性物質が相当程度拡散、流出するおそれがある場合に適用するということです。これは、相当程度というのがどの程度なのかよくわからなかったのですが、どのように判断するのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 相当程度という部分につきましては、福島周辺のよう避難指示区域が設定されて、当該区域で対象となる事業を行う場合を想定しております。今、国のアセスでも同じような考え方で、風力発電の一部、その関係でアセスを行ったと聞いているのですが、同じような考えで運用したいと思っています。

つまり、避難指示区域が設定された後にそこで何かをするときに、放射性物質についてのアセスは行っていただきたいということでご理解ください。

○黄委員 よくわからないのですが……。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 通常、避難指示区域ができるまでは、基本的に放射性物質についてのアセスは要らないという形です。ただ、例えば泊原子力発電所が事故を起こして、原子力災害によって札幌市の中に避難指示区域ができたとして、そこに廃棄物最終処分場をつくることにしようとなったら、そのときにはアセスが要るということです。つまり、原子力災害が発生しない限り、アセスをすることは想定していません。

それは、外部で事故が起こることを念頭に置いてアセスをするという意味ではございません。あくまでも、避難指示区域が設定された後にその場所をつくるときには、放射性物質についても予測、評価していただきたいという意味合いです。

○森本委員 十分に理解しているかどうかわからないのですけれども、別表4の10ページ目に当たるところで、廃棄物最終処分場に係る基本事項の表について、土地または工作



物の存在及び供用の最後の項目で、廃棄物の搬入とあります。これは、放射性物質を搬入するという行為のことを言うのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そのことは想定しておりません。あくまでも、この埋め立ての部分は、国の考え方と同じで、問題にしているのは、持ってくる覆土材です。覆土材が放射性物質で汚染されている可能性があるので、丸をつけているという形です。

○森本委員 そうではなくて、廃棄物の搬入のほうです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 廃棄物の搬入については、現に丸がついていませんので、こちらについても特に何か……

○森本委員 そうではなくて、どうして丸がついていないのかを理解するためにご質問しているのです。廃棄物の搬入というのは、具体的にどういうことを指しているのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 廃棄物の搬入というのは、言葉どおり、この最終処分場でしたら、例えば、清掃工場の焼却場、あるいは燃えないごみなどが入ってくることを指します。

ここの放射性物質に丸がついていない理由ですけれども、実は、廃棄物処理法で、放射能濃度が一定以上ある場合については、入れてはいけなくなっています。逆に言うと、一定水準以下の廃棄物しか入ってこないということが前提になっています。その関係で、ここは丸をつけないというふうにさせていただきたいと考えています。

○森本委員 一番初めにご指摘があった点ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） はい。

○森本委員 ご説明は理解しました。

資料1-2の別表1と見比べてお話を聞いていたのですが、別表1で、土地または工作物の存在及び供用の項目の中に、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行というものがあまして、ここには丸がついているのです。この行為は、先ほど指摘した行為とかぶらないのか、同じではないかと思ったのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） これは、現地で車が動いたら土ぼこりが舞うから丸をつけたという回答をいただいております。どちらかというと、埋め立て、搬入そのものではないという話で、埋め立てのほうだけに丸をつけさせていただきました。

○森本委員 では、国でカバーしている廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行というのは、市の指針ではどこに入るのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 厳密に対応していないかもしれませんが、埋め立てのほうでカバーするという感じでございます。

○森本委員 若干、違和感があります。搬入という言葉があるので、むしろ、そちらのほうが適しているのではないかと感じました。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） それは検討させていただきます。

○早矢社会長 それでは、時間もかなり押してきておまして、今、ここでどうしても聞

いておきたいということがありましたらお受けします。

まず最初に、松井副会長からあったご意見及び質問については、国にもご照会の上、持ち帰り、次回までにご回答いただくということよろしいですね。

それから、今の森本委員のご指摘についてもご検討いただけるということと、渡邊専門委員からありました点についても、持ち帰ってご回答いただけるということで、お願いしたいと思います。

また、限られた時間で、たくさんの資料がございまして、国の環境影響評価技術ガイド等もこれから皆様には持ち帰ってお目を通していただいて、改めて質問、意見等はメールでお寄せいただければと思います。

では、技術指針についての本日の審議は、この辺で終わりにしたいと思います。

渡邊専門員につきましては、ここでご退席となります。貴重なご意見をありがとうございました。

〔渡邊専門員退席〕

○早矢仕会長 次の議題は、前回、事前説明をいただいた駒岡清掃工場更新事業の方法書についての議題ですけれども、審議の円滑な進行のため、前回の事前説明に続き、事業者の同席を求めたいと思いますが、ご意見はございますか。

もしご異議がなければ、事業者の方に入ってください、ご準備をいただくのですが、その間、少し休憩をとりますか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） それでは、11時10分まで休憩とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○早矢仕会長 それでは、休憩といたします。

〔 休 憩 〕

○早矢仕会長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

今回は、正式に諮問となります。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 事務局より、本件について諮問させていただきます。

○事務局（向井環境管理担当課長） 「札幌市環境影響評価審議会会長早矢仕有子様。

札幌市長秋元克広。

1、諮問事項。

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書について。

2、諮問理由。

駒岡清掃工場更新事業は、南区真駒内に立地する一般廃棄物処理施設（焼却施設）である駒岡清掃工場を更新する事業であります。

当該事業に係る環境影響評価方法書については、平成27年5月16日に本市に提出さ

れ、5月17日から、事業者による図書の縦覧及び本市による環境の保全の見地からの意見募集が行われたところであります。

提出された意見は1件であり、7月14日に別添のとおり事業者の見解書が提出され、本市は7月19日から8月8日まで縦覧に供しております。

つきましては、札幌市環境影響評価条例第14条第2項の規定に基づき、事業者に対し環境の保全の見地から意見を述べるために、本件について諮問いたします。」。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○早矢仕会長 では、ただいま諮問のありました件について、審議を始めたいと思います。

まずは、事業者から、今回の報告書について、再度、簡単な説明をお願いいたします。

○事業者（天野札幌市施設建設担当係長） それでは、早速でございますが、報告書の説明に入らせていただきます。

私は、環境局環境事業部施設建設担当係長の天野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告書の説明につきましては、資料2-1によりさせていただきますけれども、前方のスクリーンにも同じものを写してございますので、ごらんになりやすいほうを見ていただければと思います。

報告書の説明に入ります前に、前回、6月28日の審議会のときに出席されていなかった委員の方もおられますことから、前回と同じように、まず、私のほうから、駒岡更新事業の計画に関する簡単なお説明をさせていただいた後に、これも改めてとなりますが、報告書につきまして、担当の平川からご説明をさせていただきたいと思います。

それではまず、事業概要の説明でございますけれども、資料につきましては、2ページ目からとなります。本事業の名称につきましては、札幌市駒岡清掃工場更新事業で、事業の種類は、札幌市環境影響評価条例によります第1種事業の中のその他の一般廃棄物処理施設の新設となります。

事業の位置につきましては、現工場の南側隣接地、札幌市南区真駒内129番地3ほかを予定しております。施設の規模、本事業の場合につきましては焼却能力となりますけれども、現在の工場と同じく、1日当たり600トン焼却できる工場を予定しております。

続きまして、3ページ目の事業の必要性についてでございます。

まず、1点目につきましては、施設の老朽化への対応となります。

昭和60年に竣工した駒岡清掃工場は、現在で約30年が経過しており、清掃工場の一般的な耐用年数は25年から30年と言われておりますが、これを越えることとなりますので、早急な建てかえが必要となっております。

2点目につきましては、安定的な焼却処理体制の確保です。

新しい駒岡清掃工場の稼働開始につきましては、平成36年度を予定しておりますが、このときに市全体で約41万トンのごみを焼却しなければならないと推計しております。

他の2工場、駒岡以外に発寒清掃工場と白石清掃工場がありますけれども、これら工場の経年による焼却能力の低下や各工場の定期整備等により一時的な処理力の低下を考慮した計画が必要となります。

3点目につきましては、効率的な収集への対応です。

ごみステーションの数につきましては、今、お手元の資料では4万5,000カ所となっておりますけれども、今年の6月時点におきましては、約4万7,000カ所を超えている状況でございます。この膨大な数のごみステーションが、広い札幌市域内に点在しておるわけですが、これらから効率的な収集を行うためには、駒岡清掃工場を現在地の周辺で建てかえまして、南方の駒岡清掃工場、西方面の発寒清掃工場、東方面の白石清掃工場という現在の3工場のバランスのとれた配置を継続、維持していく必要があると考えております。

新工場の稼働につきましては、現在実施しております環境影響評価などに5年程度、また、実際の工場建設に約5年程度を見込んでおりまして、平成36年度の稼働を目標としております。

続きまして、4ページ目となりますけれども、これは現在の駒岡清掃工場の上空からの様子です。

本事業の実施区域につきましては、現在の駒岡清掃工場の少し南側にびん・缶・ペットボトルの選別を行う駒岡資源選別センターがあり、事業実施区域は、さらに南側の三角形のところの約8.2ヘクタールを予定しているところでございます。

続きまして、5ページ目の施設配置計画についてですけれども、配慮書の段階におきましては、焼却施設を北側に配置したA案と、A案よりも焼却施設を南側に配置したB案の2案で検討しております。

この2案に対しまして比較検討を行った結果、事業実施周辺に対して全体的に影響が小さくなると考えられるA案を選定し、方法書以降はA案により環境影響評価を行っていくこととしております。

続きまして、6ページ目です。

事業概要の最後となりますけれども、本事業の実施におきましては、公害防止計画として、各基準を遵守するほか、可能な限り緑化率を向上するような計画や、発生する廃棄物を適切に処理する廃棄物処理計画を今後策定していく予定としております。

以上が事業計画の概要です。

続きまして、本題であります方法書の概要説明に移ります。

ここからは、担当の平川からご説明させていただきます。

○事業者（平川札幌市施設担当） 施設建設担当の平川です。よろしくお願ひいたします。

私からは、方法書の内容についてご説明させていただきます。

まず初めに、方法書の前段階の配慮書に対して出された市長意見と、そちらに係る事業者の見解についてご説明させていただきます。

まず、総論としましては、今後の環境影響評価手続において、環境基準等との比較にとどまらず、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保措置を構ずるよう努めることということで、事業者としては、本事業の実施において、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保措置を講ずるよう努めてまいります。

次に、見解の2番に移りまして、施設の存在及び供用についてですが、一つ目に大気質及び悪臭について、秋季及び冬季の短期高濃度現象を対象として、事業予定地の地形及び気象状況を考慮した環境影響評価を行うことということで、大気質及び悪臭につきましては、地形や高濃度が生じる条件を考慮した短期濃度予測を行い、その予測結果により評価を行います。

こちらにつきましては、7の20、90ページにおいて、大気質及び悪臭のそれぞれの予測評価方法を記載しております。

二つ目に、低周波音について環境影響評価を行うことということで、施設の稼働に係る低周波音を環境影響評価項目として選定しております。

こちらについては、方法書6の2ページにおいて項目として選定するとともに、7の77ページより調査、予測、評価方法を記載しております。

三つ目に、動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うことということで、方法書以降では、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全対象種の選定基準を設定し、環境影響評価を行います。

こちらは、7の112、120ページにおける植物、動物の項目の中に選定基準を記載しております。

9ページの見解の3番に移りまして、施設の存在及び供用の四つ目として、生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から、特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群種を選定し、環境影響評価を行うことということで、上位性、典型性及び特殊性の視点から、特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行います。

こちらについては、方法書7の126ページより、調査、予測、評価方法を記載しております。

五つ目に、景観について、近隣における建築物による圧迫感に留意し、環境影響評価を行うことということで、施設配置計画の検討において、事業実施区域近隣の住居等からの見込み角による比較検討を行ったほか、事業実施区域近傍の住居等に対する圧迫感についても環境影響評価を行ってまいります。

こちらにつきましては、方法書2の19ページの複数案の決定の中で、見込み角による比較検討結果を記載しており、また、7の132ページより、圧迫感の調査、予測、評価方法を記載しております。

次に、10ページの見解の4番に移ります。

工事の実施についての意見の一つ目として、大気質について、工事車両による影響について再検討を行い、適切な項目を追加することということで、方法書において、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る項目を再検討し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を追加選定しております。

こちらは、6の2ページにおいて、項目として、選定しております。

二つ目に、植物、動物及び生態系について環境影響評価を行うことということで、切土工等及び工作物の存在に係る植物、動物、生態系を環境影響評価項目として選定しました。こちらについては、方法書6の2ページにおいて項目として選定するとともに、7の111、118、126ページより、植物、動物、生態系のそれぞれの項目の中で、調査、予測、評価方法を記載しております。

三つ目に、動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うことということで、方法書以降では、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全対象種の選定基準を設定し、環境影響評価を行います。

こちらも、7の112、120ページにおける、植物、動物の項目の中に選定基準を記載しております。

11ページの見解の5番に移りまして、工事の実施の四つ目として、生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から、特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群種を選定し、環境影響評価を行うことということで、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又、生物群種を選定し、環境影響評価を行います。

こちらについては、7の126ページより、調査、予測、評価方法を記載しております。

最後に、その他の分類の意見としまして、試運転期間中に新旧両施設が稼働すること留意して環境影響評価を行うことということで、試運転期間中の新旧両施設の稼働による累積的な影響が生じる可能性のある大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭について、試運転期間中の新旧両施設の稼働による環境影響評価を実施します。

こちらについては、方法書におけるそれぞれの項目の予測時期の中に記載をしております。

12ページに移りまして、次に、本事業の内容と周辺の状況から、環境影響評価を行う項目を選定しております。

選定した項目については、ごらんのスライド12ページのとおりとなっております。

それでは、13ページに移りまして、これから項目ごとの調査の手法についてご説明していきます。

初めに、大気質につきまして、大気質濃度、上層気象の調査は、四季調査を基本とし、地上気象は1年間連続で調査します。

騒音、振動、低周波音の調査は、いずれも1回24時間とし、騒音、振動、低周波音の

現況などを調査します。

悪臭につきましては、夏季に1回、臭気指数の調査を行います。

次に、調査地点についてですが、環境大気質は、住居などの保全対象の状況を考慮し、8地点を選定しました。

また、同じ地点で煙突排出ガスに係る悪臭の調査も行います。

次に、大気質、騒音、振動に係る工事中及び供用時の車両の影響に対する調査地点は、走行ルートとなる可能性のある道路沿道の5地点を選定しております。

続きまして、道路沿道以外における騒音、振動、低周波音の調査地点は、緑色の敷地境界3地点及び住居を考慮した青色の2地点を選定したほか、低周波音については、現駒岡清掃工場内で現況把握のための調査も行います。

また、悪臭の調査地点については、施設からの漏えいの影響に対する調査地点は事業実区域及び現駒岡清掃工場の敷地境界のそれぞれ4地点としております。

次に、水質につきましては、濁りに関連する項目を四季及び降雨時に調査します。

日照障害の調査は、冬至日付近の晴天日において、天空写真の撮影などを行います。

電波障害の調査は、電波測定車による現地測定を年1回行うほか、送信状況について既存資料調査を行います。

水質の調査地点につきましては、工事中に濁水が流れ込む可能性がある精進川の上流、下流の計2地点としました。

次に、日照障害の調査地点は、北側の住居を対象に4地点を選定しております。

続いて、電波障害の調査地点につきましては、送信局に対する遮蔽方向、反射方向を対象に、今後、計画施設の高さが想定された段階で事前予測を行い、詳細な調査地点を決定していきます。

次に、22ページに移りまして、植物、動物、生態系につきましては、四季調査を基本とし、各種の出現時期などを考慮して、調査手法や調査時期を設定しました。

調査範囲につきましては、事業実施区域周辺200メートルを含む範囲及び精進川とします。

次に、景観につきましては、晴天日の1日に眺望景観や圧迫感の状況について、現地確認、写真撮影を行います。

また、人と自然につきましては、四季の平日、休日に現地観測や現地確認を行うほか、アクセスルートについては、交通安全の状況を現地で確認します。

廃棄物等及び温室効果ガスの調査につきましては、予測に必要な情報を既存資料により調査します。

次に、調査地点につきましては、眺望景観の中景域、遠景域として各1地点を選定しており、この地点は、人と自然の利用環境についても調査を行います。

また、26ページに、眺望環境の近景域として、緑色で示した4地点、圧迫感については、青色で示した4地点を選定しております。

次に、人と自然につきましては、先ほど、中景域、遠景域として示した2地点のほか、利用環境に関して、緑色の1地点、アクセスに関して、青色の5地点を選定しています。

以上が調査手法の内容となります。

最後に、予測、評価の手法についてご説明いたします。

こちらに示す大気質から電波障害までの項目につきまして、低周波音、悪臭の漏えいについては、調査結果を用いた定性的な方法、その他の項目は、数値計算による方法で予測を行います。

評価手法につきましては、全ての項目で回避、低減に係る評価を行うほか、水質、電波障害以外は基準等との整合について評価を行います。

次に、植物、動物、生態系から温室効果ガスまでの項目の予測手法につきまして、植物、動物、生態系、人と自然においては、事業計画と調査結果の比較やほかの項目の予測結果を用いて予測する方法、景観ではフォトモンタージュの作成や形態率を算出する方法、廃棄物等では工事計画や事業計画をもとに発生量等を整理する方法、温室効果ガスでは原単位を用いた数値計算による方法により行います。

評価手法につきましては、各項目とも回避、低減に係る評価を行うほか、景観につきましては、市の施策や文献等との整合についても評価を行います。

以上が環境影響評価方法書の概要となります。

続きまして、資料2-2に移らせていただきます。

こちらは、6月10日に南区民センターで開催した方法書に対する住民説明会で出されました意見や質問に対する回答の資料です。こちらで出た意見と回答についてご説明させていただきます。

まず一つ目として、騒音、振動、低周波音について、工事中及び供用してから調査期間は1回24時間となっているが、これらについて苦情が出てからやるということか、また、1回24時間というのは1回だけなのかというご意見をいただいております。

事業者としては、今回の調査は稼働後に比較するために現況を把握する調査であります、このため建設前に1回だけ24時間調査を行っていきます、また、施設の稼働後に騒音、振動等の苦情があれば必要に応じて調査を実施していくこととなりますと回答しております。

次に、動物の項目で、配置計画で緑地としている場所に動物がいますが、工場ができることで居場所がなくなるので、現存で残してほしいと思うというご意見をいただいております。

そちらに対しては、野生動物も少なからず住んでいるのは事実だと思いますので、残された緑地をどうしていくかについてはご意見を参考にさせていただきながら進めていきますと回答しております。

次に、景観について、煙突の色はどうかかわからないが、現駒岡清掃工場の紅白の色は目立って良い、駒岡の誇りだと思っているというご意見をいただいております。



こちらについては、現在、基本計画を進めている段階であり、今後、地域の方の意見なども参考にさせていただきながら進めていくという回答をさせていただいております。

次に、その他の項目に移りまして、清掃工場は、今、新しいものをつくるのだから、悪臭や水質などについては今より悪くなるか、よくなるのか、同じくらいなのかを聞きたい、10年後につくる建物は今よりよくなるかというご意見をいただいております。

こちらについては、工事からの影響としては、煙突から出るガスや騒音などがあるが、設備等の技術革新等は当然進んでおり、最新鋭のプラント設備を採用するので、現工場より性能が劣ることはないという回答をしております。

次に、配置計画のA案について、出入り口が北側と西側の真ん中に2カ所あり、以前、北側の道路が主に車の出入りをすると聞いたが、西側の出入り口は何のために使われるのかというご意見をいただきました。

こちらについては、今、想定しておりますのは、収集車については北側の出入り口を使用する。西側の出入り口については、職員や見学者の方の乗用車やバスなどの出入り口を想定しており、こちらのほうにごみ収集車が入ってくるということは想定していないという回答をしております。

次に、計画地の一番下の緑地となっているところは団地に一番近いが、これはどういう状況になるか、芝生になると思われるが。今は立入禁止になっているが、書いてある緑地の部分は立ち入ることができない緑地になるのかを聞きたいというご意見をいただいております。

こちらについては、工場や箱物はできるだけ北側に配置することを考えておりまして、緑地と記載してある場所は、今はシラカバなどが生えておりますが、ここをどうするかについては、今後策定する基本計画の中で検討していきたいと考えております。

現時点では、こちらの利用については明確なものはございませんが、近隣の方に来ていただけるようにするというご意見を聞きながら進めていきたいと考えておりますという回答をしております。

最後に、新しい工場が1日600トンの規模で現工場と同規模であります。敷地の面積から見ると1.5倍から2倍くらいの敷地を使うことになる、新しい工場の構造などをコンパクトにして緑地の部分をもっと残せないのかというご意見です。

事業者としましては、新しい工場については、現工場と同じ600トンの焼却能力ではありますが、効率的に熱エネルギーを回収するための設備が大きくなるため、同じ焼却能力でも建物自体が現在よりも大きくなってしまいます。緑地に関しては、現時点で配置プランはこのとおりであります。建物の屋根や壁の緑化なども今後検討していきたいと考えていると回答しております。

以上が住民説明会で出された意見、質問になります。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

続いて、ほかの資料を事務局から説明していただけるのですね。よろしく申し上げます。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） それでは、事務局より、前回の審議会や審議会後にいただきました意見をまとめておりますので、ご報告いたします。

資料2-3をごらんください。

まず最初に、黄委員から、解体工事はこの事業に含まれるのかという扱いについてご質問がありまして、事業所から、解体時期などは決定していませんので、別事業になると考えているという回答でした。

続きまして、小篠委員から、日影の関係で、規制はないが、どのように評価するのかという問い合わせがありました。こちらにつきましては、建築基準法のうち、どれかを適用する予定ですが、現段階では未定という回答です。

同じく小篠委員から、温室効果ガスにつきまして、新工場の排出量の評価の有無について問い合わせがございました。事業者としては、既存の実績と比較して評価を行う予定であると回答しております。

また、吉田委員から、札幌市版のレッドリストに関する記述がないので、そちらを入れるようにというご指摘がございまして、事業者からは、準備書では盛り込むという回答です。

また、松井副会長から、人と自然の触れ合いの場については必要性が乏しいのではないかとご指摘がございまして、こちらについては除外も含めて検討するという回答でした。

以上が前回の審議会の場でいただきましたご質問と応答でございます。

続けて、裏のページですが、審議会後にいただいたご意見です。早矢仕会長と内藤委員からご意見をいただいております。

まず一つ目は、方法書の本書の6-2、表6-1-1をごらんいただきたいと思います。

動物、植物、生態系というところで、私どもの配慮書の指摘のところで、工事の実施についても評価を行うようにという意見を出させていただきました。そこで、事業者のほうでは3カ所に丸をつけております。ただ、この場合、工事の実施は3項目に分かれていて、9個のます全てに丸を入れるべきではないかというご指摘でした。

こちらの事業者の回答は、選定漏れということで、準備書には必ず記載するということでした。

また、現地調査については、併用できる、すなわち現行の調査方法で9個に丸がついた形で対応できるという回答でした。

それから、予測時期の考え方についてお問い合わせをいただいております。

こちらについての事業者の回答は、繁殖期等の一番配慮を要する時期に工事規模が最も大きくなる、つまり影響が大きくなるというケースを設定して、そこで予測、評価を行うという回答です。

次のページに移りまして、調査範囲についてです。

現在、動物での調査範囲は200メートルの範囲と設定しておりますが、猛禽類やクマ

ゲラなどについては、繁殖期のような時期であれば200メートル以上離れていても影響を受けることが懸念されますので、生息が確認されたときには、200メートルという範囲にこだわらず、より広い範囲を調査するべきとのご指摘でございます。

事業者のほうは、確認されたときには200メートルにこだわらず、より広い範囲で調査を行って、予測、評価、場合によっては必要な保全措置を行うという回答でした。

次のページに移りまして、内藤委員からのご指摘とお問い合わせでございます。

まず一つ目は、影響範囲についてです。影響範囲は1キロメートルないし5キロメートルとしていますが、調査範囲は200メートルと狭いということについてのご質問でございます。こちらにつきましては、事業者は、影響範囲については文献調査の範囲としておりまして、今回、調査範囲は実地の現地調査を行う区域という意味合いで用語を使わせていただいたということです。

二つ目ですが、調査範囲200メートルというのは、猛禽類など移動能力が高いものにはいささか狭いのではないかとのご指摘です。

こちらについては、200メートルという範囲は建設省のマニュアルに基づくもので、中型哺乳類をもとに設定しているということで、猛禽類などについては、先ほど早矢仕会長からあつたご指摘に回答しておりますとおり、生息が確認されればより広い範囲で調査を行うという回答です。

最後に、今回、事後調査について記載がないが、それについて検討していただきたいとご指摘です。事業者のほうとしては、事後調査については今回の調査及び予測、評価の結果に応じて検討し、準備書に記載する予定というふうに回答しております。

駆け足になりましたが、前回審議会及び審議後にいただきました疑義とその応答については以上です。

続きまして、資料2-4をごらんください。

こちらは、私どもで行いました意見募集の結果と見解書についてでございます。

先ほど諮問させていただきましたが、意見募集を行った結果、意見が1件ございまして、それに対する見解書は7月14日に事業者から我々事務局に提出されております。

現在、縦覧期間中でございますが、8月8日まで市内の4カ所で縦覧しているところでございます。

その内容については、裏面をごらんください。

今回のご指摘の内容は、再資源化技術はいろいろなものがあるというものです。事業者のほうは、こちらのご指摘は貴重なご意見として賜りますという回答です。

事務局からは以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

こちらの議事もたくさん説明をいただきましたが、それに基づいて審議に入りたいと思います。

最初に、事業者からご説明いただきました説明資料にございます、配慮書に対して札幌

市長が意見を出して、その反映状況について、昨年度の審議会委員を中心に確認を行いたいと思います。

資料2-1の7ページから市長意見と事業者の見解が記載されていまして、先ほど説明もいただきました。まず最初に、総論についてご意見がある方がいらっしゃったらお願いします。

総論は本当に総論ですが、特にございませんでしたら、個別のところに行きたいと思えます。

その次は、見解2、見解4、大気質、低周波音等について何かございますか。

さらに、2、3、4には、動植物、生態系についても記載がございまして、事業者の回答もありました。

森本委員、この見解について、何かございませんか。

○森本委員 市長意見と事業者の見解5の各論その他のところです。試験運転中に新旧両施設が稼働することに留意して環境影響評価を行ってくださいという指摘をしたのですが、それに対して、選ばれている累積的な影響が生じる可能性があるものとして、大気質、騒音、振動、低周波、悪臭が選ばれていますが、その他の項目はどうなってしまったのでしょうか。物理環境が選ばれていると思うのですが、その他、温室効果ガスも含まれるような気がします。入れなかった項目について、その理由を伺いたと思います。

○事業者（株式会社エイト日本技術開発・大矢） 今回、方法書の作成の委託を受けました株式会社エイト日本技術開発の大矢と申します。

今回、累積的な影響の項目を選んだ理由としましては、試運転期間中に既存の施設と同時に稼働する期間が短期間であるということで、短期間で影響が生じる可能性があるものとして、大気質への影響、騒音、振動、低周波音は1日の評価、悪臭についても瞬間的なにおいが生じるかどうかという影響ですので、短期間的な影響が生じるものとして今回選ばせていただいております。

○森本委員 具体的な期間はどのくらいでしたか。

○事業者（天野札幌市施設建設担当係長） 具体的な計画はまだ定まっていないのですが、試運転中ということであれば、おおむね3カ月程度くらい必要ではないかと想定しています。

○森本委員 わかりました。ありがとうございます。

○早矢仕会長 ほかに、動植物、生態系で何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 それでは、見解3の景観についてという項目があります。上田委員は昨年度はいらっしゃらなかったもので申しわけないのですが、もし何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○上田委員 市長意見に、圧迫感に留意することということで、今回は見込み角の話と形態率の話があります。これは、前半の配置計画のところは見込み角を用いてやっていて、

後半部分の調査、予測、評価方法に関しては形態率を用いていますが、これが異なる理由は何なのか、気になりました。

多分、前半部分は煙突など線的な景観の影響評価なので、垂直視覚を用いていて、後半の建屋の部分を形態率にしようとしていたと私は勝手に予測していました。でも、いずれにしても統一できない理由はなぜなのかという質問が一つ目です。

二つ目は、後半の部分の調査、予測、評価方法では、煙突の話が完全に抜けてくるのですが、それはどうしてなのかということも気になりました。

それプラス、ここに形態率は15%以下と書かれていますが、その基準の15%というのはどこから導かれてきたのか。

また、抜け落ちていく煙突の話ですが、住民の方の意見としても、煙突の色というのは近隣住民の関心が高いところになっていくので、このあたりを評価に入れる必要があるのか、ないのかは再検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

最後に、前任の吉田委員からの指摘が昨年度の審議会の中で、煙突の高さに注目して評価しているが、道路近接の40メートルの建物が建つ圧迫感について、緑で覆うなどの配慮は行うのかという意見が出されていたようですが、これに関してはどうなのかというところがここに入っていないのが気になりました。

私の個人的な意見を申し上げますと、今回の景観の評価は、更地に建物が建つときのようやり方になっています。今回の対象地は、前回の現地視察のときに説明があったように、ある程度、緑地を残したり、周辺に緩衝緑地が設けられるような話があったので、実際に圧迫感といっても、人間の視線の間に緑地が入ってきたり高木が入ってきたときに、その圧迫感はある程度解消されるという説明を積極的に入れてもいいのではないかと思います。そういう配慮をしていますという検討もあっていいのではないかと思います。そういうところが気になりました。

済みません、一つだけ言い忘れてしまったのですが、2-19の見込み角の算出のところで、垂直視覚と水平視覚の計算をした結果が出されていますけれども、実際の建屋の高さと幅の数値が書かれていませんので、これは明記されたほうがいいと思います。算出に使った建屋の高さと幅は書いておいたほうがいいと思いました。

○早矢仕会長 ご助言の部分は生かしていただくことにして、ご質問の部分でご回答いただける点がありましたらお願いします。

○事業者（株式会社エイト日本技術開発・大矢） 初めに、施設計画のところで見込み角を使っている、準備書の予測、評価のところで形態率を使うというところで整合がとれていないというお話です。これにつきましては、見込み角の検討は、配慮書段階で施設のA案、B案を比較する段階で、資料などから見込み角を計算できるということで、その計算をしております。今度は、準備書で予測、評価をするに当たって、見込み角については評価の指標は、垂直視覚については鉄塔に対する影響のようなものがあるのですが、横方向の指標がありません。今度、建屋を含めた影響を見たいということで、縦方向と横方向を

考慮した指標があるということを考えてときに、形態率がありますので、そちらで評価できたらいいなということで、準備書以降、形態率でやっていきたいと考えています。

この形態率というのは、建物だけではなくて、煙突も含めて出すことができますので、そちらも含めて考えていきたいと思っております。

また、形態率を15%以下とする理由ですが、こちらで把握している文献で形態率15%というものがありませんでしたので、そちらを採用させていただいております。勉強不足で申しわけないのですが、8%以下という文献等をこちらで把握していなかったもので、よろしければ、後日、8%というものに対して教えていただければと思います。

また、圧迫感に対する対策やいろいろな検討につきましては、準備書の段階で、更地のような状況で形態率等を表示していくことになるのですが、それで影響があるということになれば、その後、保全対策の検討としまして、敷地境界付近に樹木を植えたりした場合にどうなるかということもしていきたいと思っております。

今回は、最後の見込み角を出すための大きさ、高さ、横幅などを記載していなかったのですが、今、施設計画の配置につきましては、A案、B案の比較検討ということで比較させていただいているので、準備書の段階でこのまま残るかどうかが、今は決まっていますが、もし準備書に記載するということになった場合は、そちらも根拠になるものとして記載していきたいと思っております。

○上田委員 建屋の縦と横がわかっているならば、理論的には形態率は予測で出せると思うのですが、ですから、前半のところでも形態率を使えるような気がします。一方で、後半の部分に関しても、煙突の話をするときに、形態率だけでは不十分ですから、垂直の線的な話をするのであれば、後半の部分にも垂直見込み角の話は載せておいたほうが良いと思えました。あとは、先ほど申し上げた色の話をどうするかですね。

○早矢仕会長 よろしいでしょうか。

もう時間がなくなってきていますが、方法書全体を通してでもいいので、事業者に対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

配慮書への市長見解、方法書全体でも結構ですが、何かございますか。

○黄委員 基本的な質問になるかもしれませんが、事業規模について、600トン焼却すると計算しているのですね。その根拠として、この前にいただいた資料の実績値で、平成29年度の目標値が41万トンということから設定しているのですが、実際に焼却炉が運転されるのは平成36年ですね。その後、30年ぐらいは運転されると思うのですが、29年度の目標値をそのまま計算していいかということです。今までの実績値を見ても、10年間であれば、もっとごみ量が減ることもあり得ると思います。例えば、今、焼却対象になっている廃棄物の中でも、生ごみをこれからどうするかとか、リサイクルの可能性があるものもたくさん残っているし、600トンというのはちょっと過剰ではないか検討すべきこともあると思います。焼却量そのものが温室効果ガスの発生量に全て影響するので、それについてはどう考えているのか、教えていただきたいと思っております。

○事業者（天野札幌市施設建設担当係長） 施設規模につきましては、今、委員がおっしゃられたように、平成29年度のごみ量で、その後そのまま継続して36年度の41万トン焼却するという予定にしております。それは、スリムシティさっぽろ計画の施策は数値目標が全て達成されてもなおかつ焼却しなければならないごみ量ということで41万トンということです。ただ、その後、人口減もあると思いますが、それプラス、ほかの二つの工場、発寒清掃工場は平成4年、白石清掃工場は平成14年の竣工ですから、それぞれ20年、30年近く経つことから、焼却能力が落ちていきます。当然のことながら、古くなってくれば、毎年行う定期整備や中間整備、焼却炉を停止して整備する期間も長くなっていきます。各工場とも年間で焼却できる量がだんだん減っていくということで、ごみ量も減っていくのですが、二つの清掃工場の能力も徐々に減って行って、相殺されたような形で新しく駒岡にできる平成36年度については、今と同じ600トンが必要というふうに推計しているところです。

ただ、その後、特に白石は今900トンですので、ほかの工場の600トンに比べると1.5倍の焼却量ですから、定かなことは言えませんが、発寒なり白石を更新するときには、今よりもスケールダウンする可能性も今は考えております。

○黄委員 老朽化によってごみの処理量が減るということで、1,920トンと計算されているほか、もっと余裕を持って、今の施設は600トンにしていると思うのです。世界的には焼却を減らしていくという方向に進めているので、焼却されるごみ量を減らしていくということを札幌市として積極的に検討していただきたいです、必要以上に大きくしてしまつて稼働されない焼却炉もありうるはずですが、焼却対象のごみが足りなくなる可能性もあるので、その面も考えて計画を立ててほしいと思っています。

○早矢仕会長 予定の時間を回って申しわけないのですが、松井副会長、騒音、低周波音のことについて、さらにご指摘はありませんか。

○松井副会長 今のところはありません。

○早矢仕会長 皆さんはまだご意見等があるかもしれませんが、私からも、事業者からいただいた回答について1点だけ言わせていただきます。

調査時期のことです。特に鳥類、猛禽類等の調査の時期について、最大というのは何が最大なのかという質問をしたのですが、それに対して、動植物の生態特性から影響が最大になる時期に工事規模が最大となる時期が重なった場合の条件で予測、評価を行うというふうにお答えいただきました。これは、極めてうがった見方をして恐縮ですが、工事規模が最大ときには影響があり得るけれども、工事規模が最大の時期を動物の繁殖期からずらすので影響はなくなるという結論にされがちです。もし工事規模が最大なときに影響が予測されたら、どこまで小さくしていったら影響がなくなるのかというところまで含めてきちんと予測、評価をし、それに必要な調査をしていただくことをお願いいたします。アセス書にありがちですが、最大値に比べて小さくするから影響がなくなるのだという短絡的な結論にはしないようお願いしたいと思います。

まだほかにもご質問、ご意見があると思いますが、またメールでお願いしたいと思えます。また、事業者を持ち帰っていただいた宿題に関するご回答いただくということでもよろしいですね。次回までに事務局答申案を提示しますか。

そのまま事務局にお返しいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、委員の皆様からいただいたことに関する回答を皆様にお返ししますが、特に大きな異論がなければ、次回、答申案の審議に入っていただきたいと思えます。これから事業者から出てくる回答次第ですが、そこで大きな質問がないということであれば、引き続き答申案を提示させていただいて、次回の審議会で答申案のご審議をさせていただければと思えます。

○事務局（向井環境管理担当課長） 早矢仕会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

最後に、事務局からご連絡申し上げます。

次回の開催につきましては、8月下旬から9月中旬を予定しております。委員の皆様のご都合をお伺いしながら日程調整を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（向井環境管理担当課長） それでは、本年度第2回の審議会はこれにて閉会といたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

以 上